審查基準

令和4年3月15日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第9条の3の2第1項

処分の概要:クロスボウ射撃指導員の指定

原 権 者:大分県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、第42条の2 (クロスボウ射撃指導員の基準)及び第43条(射撃指導員の指定の申請の手続)

審 査 基 準:

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、面接、試験等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。

なお、同条各号に規定するクロスボウ射撃指導員の指定の基準中

- (1) 第2号の「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分をいう。
- (2) 第2号の「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれをいう。
- (3) 第4号及び第5号の「相当な知識」・「相当に習熟」とは、一般的な知識・技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度の知識・技能をいう。

標準処理期間:35日(うち経由期間18日)(行政庁の休日を除く。)

申 請 先:申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課

問 合 せ 先:大分県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話097-536-2131) 申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課

備 考: